

(その2)

公共施設の管理者等に関する事項

| 種類 | 番号 | 概要    |    |                | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘要 |
|----|----|-------|----|----------------|-----|-----------|----|
|    |    | 幅員・寸法 | 延長 | 面積             |     |           |    |
|    |    |       | m  | m <sup>2</sup> |     |           |    |

備考

- 1 番号は、施設の種類別に付すること。
- 2 公共施設の次に公益施設を記載すること。
- 3 公共施設の摘要には、(新設)(付け替え)(拡幅)の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設概要及び管理者を記載 すること。